

第892回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時：平成29年3月22日（水）午後3時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第892回教育委員会会議録署名委員の指名

4 議 事

第1号議案 宮城県教育基本方針の廃止について (教育企画室)

第2号議案 職員の人事について (教職員課)

第3号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)

第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について (教職員課)

第5号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について (教職員課)

第6号議案 自然の家管理規則の一部改正について (生涯学習課)

5 資料配付

(1) 宮城県防災キャンプ推進事業リーフレット等 (生涯学習課)

6 閉会宣言

第 1 号議案

宮城県教育基本方針の廃止について

宮城県教育基本方針について、第 2 期宮城県教育振興基本計画の策定に伴い
廃止する。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育基本方針の廃止について

1 概 要

「宮城県教育基本方針」(以下「基本方針」という。)は、本県教育行政の基本目標及び基本理念であり、昭和23年11月に県教育委員会が発足後、「教育重点施策」として毎年度示してきたものを、昭和41年度から「宮城県教育基本方針」と名称を変え、時代の変遷に合わせて、県教育委員会において内容の追加・修正等を行ってきたものである。

現行の基本方針は、「宮城県教育振興基本計画」の策定に伴い、その内容を反映し、平成22年4月に施行されている。

※現行基本方針(平成22年4月1日施行)

<p>宮城県教育基本方針</p> <p>未来を望み 志高く生きる 心身ともに健やかな人間の形成と 互いの絆を大切にす 潤いのあるふるさとづくりをめざし たくましさやさしさを培う学校 学びと生きがいにみちた地域社会 かおり高い芸術文化 感動と活力あるスポーツ</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>

2 基本方針の変遷・経緯(4ページ参照)

年 度	内 容
昭和24年度～	各年度の重点的努力事項を「教育重点施策」として掲示
昭和41年度～	昭和41年度から「教育重点施策」を「宮城県教育基本方針」に名称変更(内容は「教育重点施策」と同一)
昭和47年度～	学制百年に当たり、根本的に見直しを行い、長文にわたる記述方式を改め、基本方針の原型となる具体的三目標「心ゆたかな児童生徒」、「信頼される教職員」、「かおり高い芸術文化」を設定
昭和49年度～	「前文+具体的目標+後文」という現在の形式とし、「県民の生涯にわたる教育の充実に努める」の文言を追加
平成5年度～	平成13年の第56回国民体育大会夏・秋季大会の開催が内定したことなどから、スポーツ振興の気運を更に高めるため、基本方針の具体的項目に「感動と活力あるスポーツ」を追加
平成9年度～	「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定(平成9年3月)に伴い、ビジョンの内容を反映
平成22年度～	「宮城県教育振興基本計画」の策定(平成22年3月)に伴い、計画の内容を反映

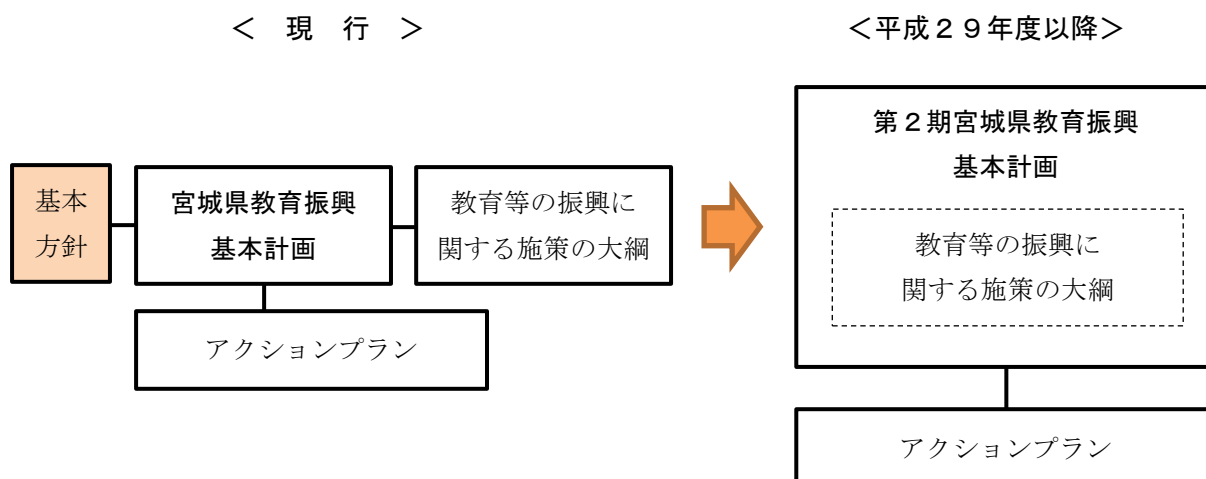
3 基本方針の今後の取扱いについて

基本方針は、本県教育行政の基本目標及び基本理念を示すものであるが、宮城県教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）においても「本県教育の目指す姿」を掲げており、現行の基本方針は、この目指す姿を反映した内容となっている。また、第2期計画においても、第1期計画の後継計画として、現行の基本方針の内容を踏まえた形で「目指す姿」及び「計画の目標」を定めており、ほぼ同じ趣旨の内容となっている（5ページ参照）。

あわせて、知事が策定する「教育等の振興に関する施策の大綱」についても、第2期計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付け、第2期計画をもって大綱に代える予定である。

以上のことから、第2期計画の策定を契機として「宮城県教育基本方針」を廃止するとともに、本県教育行政の基本目標及び基本理念を第2期計画に一本化しようとするもの。

このことにより、基本目標及び基本理念をより分かりやすく明確にしようとするもの。



宮城県教育基本方針の変遷

(昭和47年度～平成28年度)

年度	宮 城 県 教 育 基 本 方 針
47 ～ 48	<p>教育が、県民福祉増進の基礎であることにかんがみ、県教育委員会は、健康で（〔健康で〕は48年度に追加）、豊かな情操と道徳性をもち、創造力に富む人間関係をめざし、県民及び関係機関の協力を得て、学校教育・社会教育のすべての分野にわたり、その内容の質的向上と教育環境の整備拡充に努める。</p> <p>昭和四十八年度は、とくに「心ゆたかな児童生徒」「信頼される教職員」「かおり高い芸術文化」を重点に、次に掲げる事項を推進する。</p>
49 ～ 54	<p>県教育委員会は 県民及び関係機関の理解と協力を得て 健康で豊かな情操と道徳性をもち創造力に富む人間の形成を目指し（51年度まで〔めざし〕）</p> <p style="text-align: center;">心 ゆ た か な 児 童 生 徒 信 頼 さ れ る 教 職 員 か お り 高 い 芸 術 文 化</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる教育の充実に努める</p>
55 ～ H4	<p>健康で豊かな情操と道徳性をそなえ 創造力に富み（62年度まで〔創造力に富んだ〕） 視野の広い（〔視野の広い〕は62年度追加）人間の形成と 生きがいにみちた ふるさとづくりを目指し（55年度まで〔目指し〕）</p> <p style="text-align: center;">心 ゆ た か な 児 童 生 徒 信 頼 さ れ る 教 職 員 か お り 高 い 芸 術 文 化</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>
H5 ～ H8	<p>健康で豊かな情操と道徳性をそなえ 創造力に富み 視野の広い人間の形成と 生きがいにみちた ふるさとづくりを目指し</p> <p style="text-align: center;">心 ゆ た か な 児 童 生 徒 信 頼 さ れ る 教 職 員 か お り 高 い 芸 術 文 化 感 動 と 活 力 あ る ス ポ ー ツ（平成5年度から）</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>
H9 ～	<p>地球社会の未来を望み 命あるすべてのものと 支え合いながら 主体的に生きる 心ゆたかな 人間の形成と 魅力ある ふるさとづくりをめざし</p> <p style="text-align: center;">た く ま し さ と や さ し さ を 培 う 学 校 学 び と 潤 い に み ち た 地 域 社 会 か お り 高 い 芸 術 文 化 感 動 と 活 力 あ る ス ポ ー ツ</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>
H 22 ～	<p>未来を望み 志高く生きる 心身ともに健やかな人間の形成と 互いの絆を大切にす 潤いのあるふるさとづくりをめざし</p> <p style="text-align: center;">た く ま し さ と や さ し さ を 培 う 学 校 学 び と 生 き が い に み ち た 地 域 社 会 か お り 高 い 芸 術 文 化 感 動 と 活 力 あ る ス ポ ー ツ</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>

宮城県教育基本方針	第2期宮城県教育振興基本計画
<p>未来を望み 志高く生きる 心身ともに健やかな人間の形成と 互いの絆を大切にする 潤いのあるふるさとづくりをめざし</p> <p>たくましさやさしさを培う学校 学びと生きがいにみちた地域社会 かおり高い芸術文化 感動と活力あるスポーツ</p> <p>を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める</p>	<p><目指す姿></p> <p>学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。</p> <p>そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。 2 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。 5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

第3号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則（昭和30年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）」を加える。

第八条中「免許状を上進する場合、」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「在職年数を有する者」の下に「又は免許法別表第八に定める最低在職年数に加えて授与を受けようとする免許状の種類に応じた在職年数を有する者」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 免許法別表第八により免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	教職に関する科目	
	教育課程及び指導法に関する科目	

二 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を取得する場合

一	保育内容の指導法
三	
三	

三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を取得する場合

二	一	在職年数		最低修得単位数
五	七	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	最低修得単位数
一	一	道徳の指導法	教職に関する科目	
一	二	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		最低修得単位数
七	十			

四 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数	
二	一	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	最低修得単位数
五	七				最低修得単位数
一	二				最低修得単位数
六	九				最低修得単位数

五 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数	
教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	生徒指導、教育に関する科目	教科又は教職に関する科目	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目
三	二	一	七	一	二
五	五	七	二	一	二
一	一	二	二	一	二
七	八	十一	二	二	二

六 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数	
各教科の指導法	各教科の指導法	各教科の指導法	各教科の指導法	各教科の指導法	各教科の指導法
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目
相談及び進路指導等に関する科目	相談及び進路指導等に関する科目	相談及び進路指導等に関する科目	相談及び進路指導等に関する科目	相談及び進路指導等に関する科目	相談及び進路指導等に関する科目
科目又は教職に関する科目	科目又は教職に関する科目	科目又は教職に関する科目	科目又は教職に関する科目	科目又は教職に関する科目	科目又は教職に関する科目
二	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
二	三	二	三	二	三
五	六	五	六	五	六

二	一
一	一
一	二
四	六
六	九

第三十二条中「、再交付又は」を「若しくは再交付の申請をする者、」に改め、「検定を受けようとする者」の下に「又は授与についての証明書の交付を請求する者」を加える。
様式第二十号を次のように改める。

<p>【交付手数料】</p> <p>宮城県収入証紙貼付欄</p> <p>証明書の枚数×400円</p>

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本籍地	都・道・府・県	旧本籍地	都・道・府・県
フリガナ		フリガナ	
氏名	印	旧姓	
生年月日	年 月 日	性別	男・女
現住所		連絡先 電話番号	

次の理由により下記教育職員免許状授与（交付）証明書の交付を出願します。

理 由

記

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与（交付）年月日	枚数
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			合 計	枚

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条～第二条 (略)</p> <p>第二条の二 この規則で「所轄庁等」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する学校をいう。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する学校をいう。）の教員にあつては免許法第二条第三項で定める所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。））の理事長をいう。</p> <p>第三条～第七条 (略)</p> <p>第八条 免許法別表第三、別表第五、別表第六若しくは別表第六の二に定める最低在職年数を超える在職年数を有する者又は免許法別表第八に定める最低在職年数に加えて授与を受けようとする免許状の種類に応じた在職年数を有する者の単位でい減の基準については、この章の定めるところによる。</p> <p>第九条～第十四条の二 (略)</p> <p>第十四条の三 免許法別表第八により免許状の授与を受ようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p>	<p>第一条～第二条 (略)</p> <p>第二条の二 この規則で「所轄庁等」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する学校をいう。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。）の教員にあつては免許法第二条第三項で定める所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。））の理事長をいう。</p> <p>第三条～第七条 (略)</p> <p>第八条 免許状を上進する場合、免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める最低在職年数を超える在職年数を有する者の単位でい減の基準については、この章の定めるところによる。</p> <p>第九条～第十四条の二 (略)</p>	<p>公立学校法人に係る規定を追加するもの。</p> <p>別表第八により隣接校種免許状の授与を受ける場合の単位でい減措置が設けられたことに伴う単位の修得方法を新たに定めるもの。</p>

一 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を
取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単 位数	最低修得 単位数			
一	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教育課程及び指導法に関する科目</td> <td>保育内容の指導法</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法	三
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法			
三		三			

二 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単 位数	最低修得 単位数					
一	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教育課程及び指導法に關 する科目</td> <td>各教科の指 導法</td> <td rowspan="2">生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>道徳の指導</td> </tr> </table>	教育課程及び指導法に關 する科目	各教科の指 導法	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	法	道徳の指導	七
教育課程及び指導法に關 する科目	各教科の指 導法		生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目				
	法	道徳の指導					
二	一	二					
二	五	七					

三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単 位数		最低修得 単位数	
二	一	各教科の指導法	教育課程及び指導 法に関する科目	教職に関する科目	生徒指導、教育相 談及び進路指導等 に関する科目
五	七				
一	二				
六	九				

四 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状を
取得する場合

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単 位数		最低修得 単位数	
教科に関する 科目		教職に関する科目		生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	
各教科の指 導法		教育課程及 び指導法に 関する科目		各教科の指 導法	

五 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭一種免許状を取得する場合

三	二	一
五	五	七
一	一	二
一	二	二
七	八	十一

六 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

二	一	在職年数						最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
一	一	各教科の指導法	道徳の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	教科又は教職に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
一	一								一
一	一							最低修得単位数	
二	三							最低修得単位数	
五	六							最低修得単位数	

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
------	---------------------	---------

二	一		教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法
一	一		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	職に関する科目	教科又は教職に関する科目
一	二				
四	六				
六	九				

第十五条〜第三十一条 (略)

第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付を申請する者、検定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求する者は、その願書に手数料条例に定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。

第三十三条〜第三十四条 (略)

様式第一号〜第十九号 (略)

第十五条〜第三十一条 (略)

第三十二条 免許状の授与、書換、再交付又は検定を受けようとする者は、その願書に手数料条例に定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。

第三十三条〜第三十四条 (略)

様式第一号〜第十九号 (略)

教育職員免許状授与（交付）証明書の交付手数料新設に伴い追加するもの。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(以下略)

(以下略)

第4号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則
の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成4年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成四年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

第三条第一項中「続柄」を「続柄等（当該子が法第二条第一項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。以下同じ。）」に、「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同条第四項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

第三条の二第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第九条中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

様式第一号中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式（裏面）中「続柄」を「続柄等」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。

様式第一号の二中「第3条第4号（第11条第5号）」を「第3条第5号（第11条第6号）」に改める。

□ 育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む）

様式第三号中

を

□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した」

「□ 育児休業等に係る子と離縁した

□ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
に改める

□ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

□ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
」

。

様式第四号及び様式第五号中「養子」を「養子縁組」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <p>一 宮城県教育庁の職員</p> <p>二 教育機関の職員</p> <p>三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）</p> <p>以下「県費負担教職員」という。</p> <p>第三条 職員が、法第二条第一項の規定による育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書（様式第一号）に請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄等（当該子が法第二条第一項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。以下同じ。）を証明する書類を添えて、条例第三条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二条の三第三号に掲げる場合にあつては、二週間）前までに所屬長を経由して宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会を経由するものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 県教育委員会は、育児休業の承認の請求について、その事由を確</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <p>一 宮城県教育庁の職員</p> <p>二 教育機関の職員</p> <p>三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（<u>仙台市教育委員会に属する職員を除く。</u>以下「県費負担教職員」という。）</p> <p>以下「県費負担教職員」という。</p> <p>第三条 職員が、法第二条第一項の規定による育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書（様式第一号）に請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄</p> <p>を証明する書類を添えて、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）前までに所屬長を経由して宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、<u>県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会を経由するものとする。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>4 県教育委員会は、育児休業の承認の請求について、その事由を確</p>	<p>仙台市へ県費負担教職員の給与負担等が移譲されるため</p> <p>子に準ずる者を含めるため表記を改めるもの</p> <p>号ずれの訂正</p> <p>条ずれの訂正</p>

<p>認める必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、 <u>証明書類の提出を求め</u>ることができる。ただし、非常勤職員が<u>条例 第三条第八号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場 合は、この限りでない。</p> <p>第三条の二 条例<u>第三条第五号</u>の計画は、育児休業等計画書（様式第 一号の二）により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前 条第一項の請求書と併せて所属長を経由して<u>県教育委員会</u>に提出す るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条～第八条 (略)</p> <p>第九条 第三条の二の規定は、条例<u>第十一条第六号</u>の計画について準 用する。</p> <p>第十条～第十四条 (略)</p>	<p>認める必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、 証明書類の提出を求め<u>ることが</u>できる。ただし、非常勤職員が<u>条例 第三条第七号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場 合は、この限りでない。</p> <p>第三条の二 条例<u>第三条第四号</u>の計画は、育児休業等計画書（様式第 一号の二）により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前 条第一項の請求書と併せて所属長を経由して<u>県教育委員会</u>に提出す るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条～第八条 (略)</p> <p>第九条 第三条の二の規定は、条例<u>第十一条第五号</u>の計画について準 用する。</p> <p>第十条～第十四条 (略)</p>	<p>号ずれの訂正</p> <p>号ずれの訂正</p> <p>号ずれの訂正</p>
--	--	---

改正後

改正前

様式第1号 (第3条関係)

育児休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿
 (所属経由印)
 請求者 所 属 (所属コード)
 職 名 氏 名 印 (職員番号)
 地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を請求します。
 業の承認を請求します。

請求者 氏名	氏名	年 月 日 生
	続柄等	

請求の内容

育児休業の承認 育児休業期間の延長
 再度の育児休業の承認 再度の育児休業期間の延長
 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)

請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
配偶者 氏名	氏名 年 月 日から 年 月 日まで

備考

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決裁欄		職 氏名 印

様式第1号 (第3条関係)

育児休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿
 (所属経由印)
 請求者 所 属 (所属コード)
 職 名 氏 名 印 (職員番号)
 地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を請求します。
 業の承認を請求します。

請求者 氏名	氏名	年 月 日 生
	続柄等	

請求の内容

育児休業の承認 育児休業期間の延長
 再度の育児休業の承認 再度の育児休業期間の延長
 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)

請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
配偶者 氏名	氏名 年 月 日から 年 月 日まで

備考

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決裁欄		職 氏名 印

改正後

改正前

(裏面)

- ① この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- ⑥ 備考欄には、(ア) 請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第2項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

(裏面)

- ① この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- ⑥ 備考欄には、(ア) 請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第2項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する口にはし印を記入すること。

改正後

改正前

様式第1号の2 (第3条の2, 第9条関係)

様式第1号の2 (第3条の2, 第9条関係)

育児休業等計画書

育児休業等計画書

宮城県教育委員会 殿
(所属長経由印)

提出年月日 年 月 日

請求者 所 属 _____ (所属コード _____)
 職 名 _____
 氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

職員の育児休業等に関する条例第3条第5号(第11条第6号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。
 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

請 求 の 別 育児休業 育児短時間勤務

請求に係る子
 子の氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生

請求者の計画
 請 求 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
 再度の請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

備 考 _____

宮城県教育委員会 殿
(所属長経由印)

提出年月日 年 月 日

請求者 所 属 _____ (所属コード _____)
 職 名 _____
 氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。
 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

請 求 の 別 育児休業 育児短時間勤務

請求に係る子
 子の氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生

請求者の計画
 請 求 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
 再度の請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

備 考 _____

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後速滞なく)提出すること。
 2 請求者の請求期間は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
 5 該当する口にはレ印を記入すること。

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後速滞なく)提出すること。
 2 請求者の請求期間は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
 5 該当する口にはレ印を記入すること。

改正後

改正前

様式第3号 (第5条, 第11条関係)

養育状況変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(所属長経由印)

所 属 _____ (所属コード _____)

職 名 _____

氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

青児休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け
次のとおり 青児短時間勤務 部分休業
出ます。

1 届出の事由

- 青児休業等に係る子を養育しなくなった
- 同居しなくなった 負傷・疾病 託児できるようになった
- その他 (_____)
- 青児休業等に係る子が死亡した
- 青児休業等に係る子と離縁した
- 青児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- 青児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 青児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 青児休業等に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- 青児休業等に係る子との養子縁組が成立しないうまま原養育が法第27条第1項第3号の規定による措置が廃除された
- その他 (_____)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第3号 (第5条, 第11条関係)

養育状況変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(所属長経由印)

所 属 _____ (所属コード _____)

職 名 _____

氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

青児休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け
次のとおり 青児短時間勤務 部分休業
出ます。

1 届出の事由

- 青児休業等に係る子を養育しなくなった
- 同居しなくなった 負傷・疾病 託児できるようになった
- その他 (_____)
- 青児休業等に係る子が死亡した
- 青児休業等に係る子と離縁した (養子縁組の取消を含む)
- 青児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- その他 (_____)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

改正後

改正前

様式第4号 (第8条関係)

青児短時間勤務承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)
請求者 所 属 (所属コード)
職 名 ()
氏 名 () 印 (職員番号)

下記のとおり 青児短時間勤務の承認を請求します。

青児短時間勤務の期間の延長

請求の形態
勤務の日及び時間
月 金 { } 水 { }
(青児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 の勤務の形態)

請求の期間
年 月 日から 年 月 日まで

請求の内容
青児短時間勤務の承認 (再度の青児短時間勤務が必要な事情を記入)

(注) ① この請求書(青児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、請求者が発行する出生(産)証明書)を添付すること。...

受理年月日 年 月 日
決裁年月日 年 月 日
決裁欄 氏名 印

様式第4号 (第8条関係)

青児短時間勤務承認請求書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)
請求者 所 属 (所属コード)
職 名 ()
氏 名 () 印 (職員番号)

下記のとおり 青児短時間勤務の承認を請求します。

青児短時間勤務の期間の延長

請求の形態
勤務の日及び時間
月 金 { } 水 { }
(青児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 の勤務の形態)

請求の期間
年 月 日から 年 月 日まで

請求の内容
青児短時間勤務の承認 (再度の青児短時間勤務が必要な事情を記入)

(注) ① この請求書(青児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、請求者が発行する出生(産)証明書)を添付すること。...

受理年月日 年 月 日
決裁年月日 年 月 日
決裁欄 氏名 印

改正後

改正前

様式第5号(表面) (第13条関係) 部分休業承認請求書

様式第5号(裏面) (第13条関係) 部分休業承認請求書

宮城県教育委員会 殿 請求年月日 年 月 日
 (所属長経由印)
 請求者 所 属 (所属コード)
 職 名 ()
 氏 名 () 印 (職員番号)

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

宮城県教育委員会 殿 請求年月日 年 月 日
 (所属長経由印)
 請求者 所 属 (所属コード)
 職 名 ()
 氏 名 () 印 (職員番号)

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日	生 時 分
請求期間及び時間	期	間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ~ 午後 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ~ 午後 時 分

請求に係る子	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日	生 時 分
請求期間及び時間	期	間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ~ 午後 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ~ 午後 時 分

備 考

備 考

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
 ② 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 ③ 該当する口にはリ印を記入すること。

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
 ② 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 ③ 該当する口にはリ印を記入すること。

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		職 氏名 印

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		職 氏名 印

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則 の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例が改正及び施行されることに伴い、必要な文言の整理など所要の改正を行うもの。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、仙台市教育委員会に属する県費負担教職員が制度上いなくなることから、必要な文言の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1) 上記1（1）に伴うもの。
 - イ 規則中「続柄」と規定されているものを「続柄等」に改め、法律上、子に準ずるものとして認められている者を含む内容に改める。
 - ロ 様式第3号の届出の事由に、育児休業等に係る子との養子縁組が取り消されたことや養子縁組不成立のまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと等を加える。
 - ハ その他、条ずれの訂正など所要の文言の整理を行う。
- (2) 上記1（2）に伴うもの。
 - 第2条第3号に規定されている「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

3 施行年月日

平成29年4月1日

第5号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の
一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成26年
宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。
様式第一号を次のように改める。

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宮城県教育庁の職員 二 教育機関の職員 三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。） <p>第三条～第七条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宮城県教育庁の職員 二 教育機関の職員 三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（<u>仙台市教育委員会に属する職員を除く。</u>以下「<u>県費負担教職員</u>」という。） <p>第三条～第七条（略）</p>	<p>仙台市へ県費負担教職員の給与負担等が移譲されるため</p>

改正後

様式第 1 号 (第 3 条, 第 4 条関係)

配偶者同行休業承認申請書

宮城県教育委員会 股
(所属長捺印) 申請年月日 年 月 日
申請者 近 属 (所属コード)
職 名 氏 名 印 (職員番号)

下記のとおり 配偶者同行休業の承認 を申請します。
期 間 の 延 長
 配偶者同行休業 (2, 3及び4に記入)
 期間の延長 (2, 3及び5に記入)
 再度の延長 (2, 3及び5に記入)

1 申請 の 区 分

2 氏 名 業 業
申請時の所属先の名 称 ()
(所在地) ()
外国滞在事由 ()
外国滞在中の所属先の名 称 ()
(所在地) ()
外国滞在中の事由の 継続する期間

3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)

4 申 請 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 延 長 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
既に配偶者同行休業 をしている期間 (うち期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間)
年 月 日から 年 月 日まで

6 備 考

(注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在中」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在中の事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
⑤ 該当する□には「印」を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日 年 月 日 承認 不承認
決裁年月日 年 月 日 職 氏 名 印
決 裁 欄

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 認定 不認定

改正前

様式第 1 号 (第 3 条, 第 4 条関係)

配偶者同行休業承認申請書

宮城県教育委員会 股
(所属長捺印) 申請年月日 年 月 日
申請者 近 属 (所属コード)
職 名 氏 名 印 (職員番号)

下記のとおり 配偶者同行休業の承認 を申請します。
期 間 の 延 長
 配偶者同行休業 (2, 3及び4に記入)
 期間の延長 (2, 3及び5に記入)

1 申請 の 区 分

2 氏 名 業 業
申請時の所属先の名 称 ()
(所在地) ()
外国滞在事由 ()
外国滞在中の所属先の名 称 ()
(所在地) ()
外国滞在中の事由の 継続する期間

3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)

4 申 請 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 延 長 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
既に配偶者同行休業 をしている期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 備 考

(注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在中の事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
④ 該当する□には「印」を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日 年 月 日 承認 不承認
決裁年月日 年 月 日 職 氏 名 印
決 裁 欄

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則 の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 職員の配偶者同行休業に関する条例が改正・施行されることに伴い、必要な文言の整理など所要の改正を行うもの。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、仙台市教育委員会に属する県費負担教職員が制度上いなくなることから、必要な文言の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1) 上記1（1）に伴うもの。
職員の配偶者同行休業に関する条例が改正・施行されることに伴い、様式第1号に再度の期間延長に関する記載等を新たに加える。
- (2) 上記1（2）に伴うもの。
第2条第3号に規定されている「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

3 施行年月日

平成29年4月1日

第6号議案

自然の家管理規則の一部改正について

自然の家管理規則（平成17年宮城県教育委員会規則第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

自然の家使用許可申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所
 氏名又は名称
 (法人その他の団体にあつては、)
 代表者の氏名
 電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行 事 名 称		氏 名	
使 用 の 的 使 目		連 絡 先	電 話 番 号
			FAX番号
使 用 し よ う と す る 人 員		使 用 し よ う と す る 日 時	年 月 日 時 分 から
			年 月 日 時 分 まで

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一 般 (大学生を含む。)		計		※ 使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿 泊 室											円
テ ン ト											円
山 小 屋											円
研 修 室 等	研 修 室										円
	プ レ イ ル ー ム										円
	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン 室										円
	音 楽 室										円
	会 議 室										円
	コ テ ー ジ										円
体 育 館											円
野 外 炊 飯 施 設											円
運 動 場											円
そ の 他											円
備 考											

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

自然の家使用許可書

第 号

年 月 日

殿

宮城県

自然の家 所長

年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		連絡先	氏名	
使用の目的			電話番号	
			FAX番号	
使用しようとする人		使用しようとする日 時	年 月 日 時 分から	
			年 月 日 時 分まで	

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一般(大学生を含む。)		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宿 泊 室										
テ ン ト										
山 小 屋										
研 修 室 等	研 修 室									
	プ レ イ ル ー ム									
	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン 室									
	音 楽 室									
	会 議 室									
	コ テ ー ジ									
体 育 館										
野 外 炊 飯 施 設										
運 動 場										
そ の 他										

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

様式第一号（第五条関係）

改正案

自然の家使用許可申請書

年月日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあつては、代表者の氏名〕
電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
使用しようとする人員		FAX番号	
	連絡先	年月日時分から	
	使用しようとする日時	年月日時分まで	

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一般(大学生を含む。)		計	※使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女		
宿 泊 室										円
テ ン ト										円
山 小 屋										円
研 修 室 等	研 修 室									円
	ブレイルーム									円
	オリエンテーション室									円
	音楽室									円
	会議室									円
コテージ										円
体 育 館										円
野 外 炊 飯 施 設										円
運 動 場										円
そ の 他										円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

殿 宮城県 自然の家所長

年 月 日付で申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
使用しようとする人員		FAX番号	
	連絡先	年月日時分から	
	使用しようとする日時	年月日時分まで	

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一般(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿 泊 室									
テ ン ト									
山 小 屋									
研 修 室 等	研 修 室								
	ブレイルーム								
	オリエンテーション室								
	音楽室								
	会議室								
コテージ									
体 育 館									
野 外 炊 飯 施 設									
運 動 場									
そ の 他									

様式第一号（第五条関係）

現行

自然の家使用許可申請書

年月日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあつては、代表者の氏名〕
電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
使用しようとする人員		FAX番号	
	連絡先	年月日時分から	
	使用しようとする日時	年月日時分まで	

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一般(大学生を含む。)		計	※使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女		
宿 泊 室										円
テ ン ト										円
山 小 屋										円
研 修 室 等	研 修 室									円
	ブレイルーム									円
	オリエンテーション室									円
	音楽室									円
	会議室									円
コテージ										円
体 育 館										円
野 外 炊 飯 施 設										円
運 動 場										円
そ の 他										円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

殿 宮城県 自然の家所長

年 月 日付で申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
使用しようとする人員		FAX番号	
	連絡先	年月日時分から	
	使用しようとする日時	年月日時分まで	

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率者		一般(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿 泊 室									
テ ン ト									
山 小 屋									
研 修 室 等	研 修 室								
	ブレイルーム								
	オリエンテーション室								
	音楽室								
	会議室								
コテージ									
体 育 館									
野 外 炊 飯 施 設									
運 動 場									
そ の 他									

削る「宿泊」と「日」の区分を

備考

自然の家管理規則の一部改正の概要

1 改正理由

各種使用料及び手数料の改定に関する条例による自然の家条例（昭和50年宮城県条例第46号）の一部改正に伴い、本規則の様式について、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

研修室等及び体育館の使用料を、宿泊室、テント又は山小屋と併せて使用する場合にも徴収するため、様式第1号及び第2号中、「宿泊」、「日帰り」の区分を削るもの。

3 施行期日

平成29年4月1日

※ 参考1 「各種使用料及び手数料の改定に関する条例」のうち、「自然の家条例」に関するもの

○議第二十四号議案

各種使用料及び手数料の改定に関する条例

第一〜三条（略）

（自然の家条例の一部改正）

第四条 自然の家条例（昭和五十年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「

二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	三、一〇〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇

」を

を削る。
「」に改め、別表二号備考第三号

第五条（略）

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。（略）

（経過措置）

2、3（略）

4 施行日前に自然の家条例の規定による許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（自然の家条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十八年条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号備考第三号の改正規定を削る。

※ 参考2 自然の家条例新旧対照表

改正案

現行

備考

別表(第六条関係)

二 研修室等及び体育館

区 分	使用料の額					
	午前(午前九時から正午まで)	午後(午後一時から午後五時まで)	夜間(午後五時から午後九時まで)	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	午前・午後・夜間(午前九時から午後九時まで)
研修室等 一室につき	17,500円	17,500円	17,500円	17,100円	17,100円	17,400円
体育館	37,000円	37,000円	37,000円	37,800円	37,800円	47,400円

備考

- 一 「研修室等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 1 研修室
 - 2 オリエンテーション室(宮城県蔵王自然の家及び宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 3 プレイルーム(宮城県蔵王自然の家に限る。)
 - 4 音楽室(宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 5 会議室(宮城県志津川自然の家に限る。)
- 二 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

別表(第六条関係)

二 研修室等及び体育館

区 分	使用料の額					
	午前(午前九時から正午まで)	午後(午後一時から午後五時まで)	夜間(午後五時から午後九時まで)	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	午前・午後・夜間(午前九時から午後九時まで)
研修室等 一室につき	17,500円	17,500円	17,500円	17,800円	17,800円	17,100円
体育館	37,000円	37,000円	37,000円	37,500円	37,500円	47,000円

備考

- 一 「研修室等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 1 研修室
 - 2 オリエンテーション室(宮城県蔵王自然の家及び宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 3 プレイルーム(宮城県蔵王自然の家に限る。)
 - 4 音楽室(宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 5 会議室(宮城県志津川自然の家に限る。)
- 二 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 三 研修室等及び体育館の使用料は、これらと宿泊室、テント又は山小屋とを併せて使用する場合には、徴収しない。

研修室等及び体育館の使用料を値上げするもの。

備考中、第三号を削除するもの。研修室等及び体育館の使用料を新たに宿泊利用者から徴収するもの。

宮城県防災キャンプ推進事業

(平成28年度 文部科学省「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」)

1 宮城県防災キャンプ推進事業

(1) 目的

社会教育及び生涯教育の側面から、**地域・学校・行政**が連携した体験型防災教育プログラムの開発と普及啓発を通し、青少年に対する防災教育の一層の充実と地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を図る。

(2) 事業内容

- ① 「防災キャンプ」の実施
- ② 「防災キャンプ指導者研修会」の実施
- ③ 「地域防災フォーラム in みやぎ」の開催

2 5年間のあゆみ

年	市町村・キャンプ名	概要
24	①松島自然の家防災キャンプ ②志津川自然の家防災キャンプ	県立自然の家の自然体験活動のノウハウを生かした「防災教育プログラム」を開発し、避難生活体験型のキャンプを実施した。
25	①東船岡小学校おやじが楽しむ会 防災キャンプ ②上杉チャンネット防災キャンプ (上杉山通小おやじの会)	内陸部・都市部の各小学校区で活動する団体(おやじの会等)を実践母体として、 <u>地域レベルでの体験型防災教育</u> を実施した。
26	①気仙沼階上地区防災キャンプ ②しちがはま親子防災キャンプ ③松島防災キャンプ	沿岸部の市町村を実践母体として、津波に対する市町村レベルでの体験型防災教育を実施した。
27	①蔵王町インリーダー防災キャンプ ②川崎町富岡中学校防災キャンプ ③登米市米山西野地区 水の里防災キャンプ	内陸部の市町村を実践母体として、地震、火山、川の氾濫といった地域の実状に応じた市町村レベルでの体験型防災教育を実施した。
28	①東松島市インリーダー防災キャンプ 東松島市ジュニアリーダー防災キャンプ ②多賀城市大代公民館防災キャンプ ③大崎市きよたき防災ディキャンプ ④防災キャンプ指導者研修会	都市部・内陸部・沿岸部それぞれの実状に応じた体験型防災教育を実施した。また、地域・学校・行政それぞれで、中心的役割を担う指導者養成の研修会を開催した。

宮城県教育庁生涯学習課社会教育推進班

住所: 〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
 電話: 022-211-3654 FAX: 022-211-3697
 E-mail: syogake@pref.miyagi.jp

宮城県防災キャンプ推進事業

地域・学校・行政が連携し

「地域防災力」

を高める!



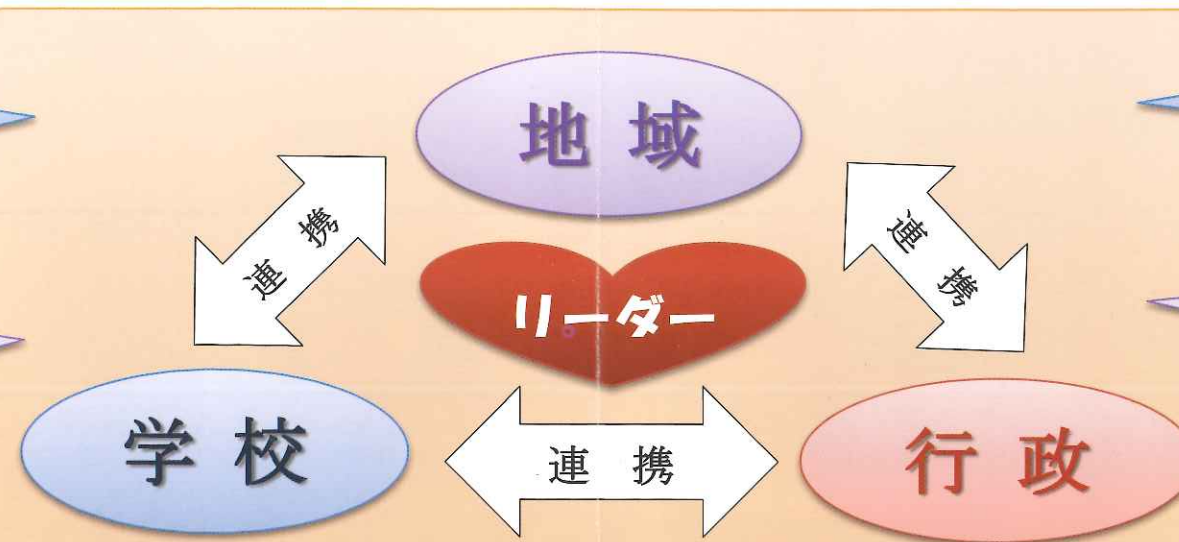
宮城県教育委員会

災害に強い地域づくり

実践により見えてきた 地域・学校・行政の「役割」

防災キャンプの「ねらい」

「地域防災力」の向上 = 「地域コミュニティ」の醸成



◎「地域住民の安心・安全の場」

- ・教職員の意識改革必要。地域と共にある地域に開かれた学校をめざす。
- ・地域と協働した学習を日常的に行い、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

学校

◎「地域防災力の要」

- ・住民一人一人の「自分達の地域は、自分達で守る。」という意識の醸成が必要。
- ・日常活動の充実を図る。
- ・関係諸機関・諸団体との横のつながりの促進を図る。

地域

- ・「平時」：防災・減災の取組の加速と情報提供を行う。
- ・「非常時」：物資等の提供、体制の整備と情報提供を行う。
- ・関係各課の横の連携強化が必要。

行政

◎『リーダー』の存在と役割

- ・リーダーと、バックアップする協働体制の存在
- ・日常のきめ細やかなアプローチと顔の見える関係の構築
- ・関係諸団体の主体性を活かしたコーディネート
- ・男女共同参画の視点

◎日常活動

- ・「顔の見える関係づくり」の促進。
 - …地域：住民相互の交流活動、地域行事の充実
 - …学校：地域と協働した学習、関係諸機関との連携した活動
 - …行政：日常的な各課連携

◎防災キャンプ（防災訓練）の実施

- ・地域の実情に応じた「体験型防災プログラム」の充実
 - …地域：公民館、地域の団体（おやじの会、自主防災組織）等による総合訓練
 - …学校：地域・行政と協働による防災教育（防災体験活動）
 - …行政：次代を担う青少年への防災教育（インリーダー、ジュニア・リーダー研修等）総合防災訓練

自助

自然災害に対して主体的に対応しようとする住民（青少年）の育成

共助

住民相互の危機管理・危機回避能力の育成と、連携・協力体制の構築

公助

地域・学校・行政それぞれの役割と連携の構築



現状

- 都市化・核家族化：地域のつながりの希薄化
- 東日本大震災：地域コミュニティの崩壊
- 閉ざされた学校：地域とのつながりの希薄化

課題

- 地域：
 - ・自主防衛組織（消防団・婦人防火クラブ等）の連携・充実
 - ・地域の担い手の育成
 - ・関係機関（警察・消防・医療等）、地域関連団体（商店街・自治会・NPO・おやじの会等）の活動の促進
- 学校：
 - ・地域防災の拠点、指定避難所としての機能
 - ・「地域とともにある学校」への転換
 - ・児童生徒の体験不足による社会性の低下（防災教育の充実）
 - ・教職員の資質能力の充実
- 行政：
 - ・地域・行政・学校がつながるしかけづくりと運営
 - ・研修や情報の提供と人材育成
 - ・住民が集う居場所づくり
 - ・関係各課・関係機関・関係団体等との連携
 - ・青年団、ジュニア・リーダー等の青少年の育成